

soudanshitsu-dayori 相談室だより

第453号 令和7年5月7日発行

公益財団法人井之頭病院
理念「患者様の権利尊重」
基本方針 1. 人権を尊重した医療の提供
2. 誠心、誠意、誠実を込めた奉仕
3. 社会復帰促進とノーマライゼーションへの援助

発行:井之頭病院相談室/三鷹市上連雀 4-14-1/0422-44-5331(代) /URL <https://www.inokashira-hp.or.jp>

5月 今月の紙面

2ページ	当院における虐待防止への取り組みについて
3ページ	R6 年度 退院後のサービス利用 ベスト3 の紹介
4ページ	異動、新入職のあいさつ/手帳・自立支援医療の LINE 案サービスについて/ 自立支援医療・マル障のご案内

ご家族向けの催し



- 感染症対策のため、マスク着用と手指消毒、検温にご協力ください。
- 37 度以上の発熱がある場合は、参加をご遠慮いただいております。

※1 予約・問合せ：2 号館 1 階 4 番相談受付窓口に来院、または各担当者に電話（☎0422-44-5331 代表）

※2 予約・問合せ：2 号館 1 階 5 番外来窓口に来院、または電話（☎0422-44-5331 代表）

つながろう 家族のための わいわ会 要予約 ※1

当院受診歴がある方のご家族・相談歴があるご家族が対象です。統合失調症等の治療や支援、ご本人との付き合い方について学び合う場です。1 クール5回シリーズ。講義と質疑応答。

5/31(土)10:00~12:00 病気の理解「統合失調症ってどんな病気？」 講師:医師

4 月と 10 月を除く原則毎月最終土曜日 定員：14 名まで 費用：無料 予約は前日 16 時まで受付
テキスト（5 回分）をご希望の方は、2 号館 1 階 4 番相談窓口にて販売（税込 500 円）

家族懇談会 要予約 ※1 当院受診歴がある方のご家族・相談歴があるご家族が対象です。

スタッフからの話題提供も交えつつ、フリートーク形式でご家族の日頃の悩みや気になっていることについて、スタッフも一緒に考えます。ご家族自身の気持ちを話したり他のご家族の体験談を聞いて、ご家族自身の気持ちを整理したり、つながりを感じていただければと思います。

5/31(土)14:00~15:30(13:45 受付開始) 5 月の話のタネ「障害年金」

※原則毎月最終土曜日 定員：12 名まで 費用：無料

認知症家族会 要予約 ※2 当院受診歴がある方のご家族・相談歴があるご家族が対象です。

6 /21(土)10:00~11:30 ※偶数月の第 3 土曜日 認知症の方との付き合い方に関するプログラムと懇談。
費用：無料 場所：1 号館 1 階 喫茶「いこい」（1 号館に入る前のガラス張りのお部屋です）

アルコール家族教育プログラム 予約不要 当院受診・相談歴なくても可。アルコール依存症に関する講義。

毎月第 1～第 4 土曜日 10:00~11:20 費用：無料 場所：3 号館 1 階、アルコールデイクアホールにて
5/10(土) アルコール依存症が家族へ及ぼす影響(担当:看護師)

5/17(土) アルコール依存症からの回復と社会資源(担当:精神保健福祉士)

5/24(土) アルコール依存症と家族の対応(担当:看護師等)

6/7(土) アルコール依存症とその治療について(担当:医師)

アルコール家族ミーティング 予約不要 当院受診・相談歴なくても可。ご家族自身の気持ちを整理し、ご本人との関係を見直すことが目的。ご家族同士のつながりの中で癒されることを実感していただいております。

5/10(土)・5/17(土)・5/24(土)・6/7(土) 11:30~12:30 毎月第 1～第 4 土曜日

費用：無料 場所：3 号館 1 階、アルコールデイクアホールにて

当院における虐待防止への取り組み

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下 精神保健福祉法）が改正され、1 年が経過しました。精神科病院では、虐待を防止するための取り組みや、虐待を受けたと思われる患者さんを発見した場合には、速やかに都道府県に通報することも義務付けられました。（相談室だより 441 号 参照）

今回は、精神保健福祉法改正から 1 年経過した当院の虐待防止への取組について、虐待防止マネージャーよりご報告いたします。

令和 6 年 4 月の精神保健福祉法の改正により、精神科病院では患者さんへの虐待を防止するための取り組みを行うことが義務づけられました。この法改正を受けて、当院でも虐待防止のための様々な取り組みを行っています。



組織的な取り組みとして、虐待の発生を未然に防ぎ、万が一発生した場合には早期に発見し対策を講じる委員会を設立し、主要メンバーとして虐待防止対策責任者とその他 4 名の虐待防止マネージャーを配置しました。

組織内で虐待が疑われる事案が発生した際は、これらのメンバーが中心となって即座に対応をしています。

設立された委員会のひとつは「虐待防止委員会」で、院長をはじめ各部署のトップマネージャーが参加し、院内の虐待防止対策を検討しています。もうひとつは「虐待防止実践チーム」で、多部署・多職種メンバーが参加し、虐待を生まない組織作りを目指して取り組みをしています。

虐待防止実践チームの具体的な活動としては、虐待防止に関する研修の企画や、全職員を対象に虐待や接遇への意識を高めるための自己チェックの実施、患者さんや実習にきた学生等からの率直な声を聞くためのアンケートの実施、虐待防止の啓発や虐待通報先などの掲示物の作成を行っています。

また、患者さんやご家族が相談窓口や投書等で訴えられた内容をまとめて、全職員が閲覧できるようにしました。様々な方々から沢山のご指摘をお受けしていますが、改善できることは即座に対応をするようにしています。

反対に、お褒めのお言葉も多くいただいています。お褒めのお言葉は、職員にとって何よりの励みとなります。今後もより多くのお褒めをいただけるよう、職員一同頑張っていきたいと思っています。

不適切なケアや接遇に気づくには、職員の意識向上だけでなく、それらを指摘しあえる風通しのよい組織風土が必要です。ご指摘いただいたご意見は真摯に受け止め、不適切なことは改善していく、常に最善のケアと接遇を検討し続ける組織を目指したいと思っています。

（虐待防止マネージャー 看護部副部長 茅根）



令和6年度 退院後のサービス利用（通所・訪問・相談） 1 2 3 ベスト3の紹介

令和6年度に、当院から地域（施設も含む）に退院した方が約1,250名いました。その方たちの退院後のサービス利用について、通所・訪問・相談それぞれの利用件数ベスト3をご紹介します。

【デイケアの利用のしやすさ】

通所部門では、デイケアの利用件数が圧倒的に多いことがわかりました。当院ではデイケア、デイナイトケア、アルコールデイケアを実施しており、退院した患者さんが利用しやすいことがこの数字に表れています。また、就労支援事業所等を利用して社会参加している方も多く見られました。

<通所部門>

1位	デイケア 	294件
2位	就労支援事業所	100件
3位	地域活動支援センター	35件

【訪問看護の利用が全体でトップ】

全体を通して、訪問看護（458件）が特に多く利用されていました。地域に精神科訪問看護を実施する訪問看護ステーションが増えて導入がしやすいこと、内服管理等医療的ケアを必要とする方が多いことなどが考えられます。また、ヘルパー（98件）や訪問診療（50件）も利用されており、在宅での生活を支える重要なサービスとなっています。

<訪問部門>

1位	訪問看護 	458件
2位	ヘルパー	98件
3位	訪問診療	50件

【相談支援の役割の大きさ】

計画相談（障害福祉サービス等の利用調整：204件）や保健所・保健センターの相談（189件）の利用が多いことから、退院後の生活をどのように組み立てるか、適切な支援を受けるための相談・調整が重要視されていることがわかります。ケアマネージャー（91件）は、介護保険のケアプラン作成にかかわっています。

<相談部門>

1位	計画相談（相談支援事業所）	204件
2位	保健所・保健センター	189件
3位	ケアマネージャー	91件

【まとめ】

今回の結果から、退院後のご本人のニーズに応じた多様なサービスが利用されていることがわかりました。また、これらのサービスは、1人の方が複数のサービスを組み合わせて利用することもよくあります。訪問看護とデイケアとヘルパーを使ったり、または介護保険サービスとデイケアを併用する方もいます。このように、退院後の支援では、地域のさまざまな機関が連携しています。これは単なる医療機関の支援にとどまらず、地域全体で退院後のご本人らしい生活を支援することが当たり前になってきていることの表れだと思います。

今回紹介しきれていないサービスもたくさんあります。「もう少し詳しく聞いてみたい」「利用できるサービスはあるのかな」等気になった方は、通院中の方は「4番 相談受付」窓口へ、入院中の方は担当ソーシャルワーカー（精神保健福祉士）へお尋ねください。



相談室→デイケア

育児休暇から復帰させていただき、相談室からデイケアへ異動になりました。3年ぶり、2回目のデイケアです。相談室を離れる寂しさ、環境が変わる不安はありますが、久しぶりのデイケアはとても楽しみです。不慣れな点もあるかと思いますが、デイケアスタッフとしてソーシャルワーカーとして何ができるかを考え、ひとつずつ丁寧に取り組んでいきたいと思っています。

今後ともよろしくお願いいたします。

嶋津

新入職

4月から入職しました加藤です。相談室に配属となり、1-7病棟を担当いたします。昨年までは地元の青森の精神科病院で7年間精神保健福祉士として勤務していました。

趣味はスパイスカレーで、食べるもの作るのも大好きです。特に好きなタイプは、ココナッツミルクが使われているシャバシャバ系です。1日でも早く患者さん、ご家族の皆様のお役にたてるよう頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

加藤

精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方へ 更新手続き前に LINE（ライン）でご案内するサービスがあります。

精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方に対し、お持ちのご本人及びそのご家族に更新手続き開始 1 週間前に LINE により通知するサービスが R6 年 3 月から始まりました。

※更新手続きは現在の手帳や受給者証の有効期限の 3 か月前から可能となります。

利用方法

LINE 登録用の二次元コードを読み取り、友だち登録後、ご自身で現在の手帳や受給者証の有効期限を入力してください。

更新手続き開始 1 週間前に LINE による通知が届きます。

※お名前や連絡先の登録は不要です。

LINE 友達登録の詳細は以下 HP をご覧ください

精神障害者保健福祉手帳 <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/seishintetyou/seishintetyou.html>

自立支援医療(精神通院) <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/tsuin/seishintsuin.html>



友達登録はこちらの
二次元コードから

自立支援医療制度をご存じですか？

「自立支援医療」とは、統合失調症、そううつ病、うつ病、アルコール依存症等について、通院医療の際にかかる医療費の一部を公費で負担する制度です。利用すると、自己負担額は保険診療の 1 割となります。(注：登録した医療機関や薬局、訪問看護ステーションに限ります。なお、当院は院外処方です。)また、対象者の「世帯」の所得等に応じて 1 ヶ月の自己負担の限度額が設定されており、さらに、都内在住の方は、「世帯」が非課税の場合、申請により自己負担額がゼロになります。更新は 1 年ごとで、2年に一度診断書の提出が必要になります。当院での診断書料金は 5,500 円(税込み)です。お住まいの自治体によって、独自に診断書料金の助成が受けられる場合があります。

心身障害者医療費助成制度(マル障)をご存じですか？

精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方(※)は、申請により「マル障」が利用できます。「マル障」を利用すると、医療機関での(精神科以外でも)外来・入院にかかる保険診療の自己負担が1割となり、住民税非課税の方は自己負担が免除となります(ただし、入院中の食事療養費は対象外)。期限があるので更新をお忘れなく！

※ 所得が基準額を超える方、生活保護受給中の方、65歳までにマル障の申請をしなかった方は対象外です。

【編集後記】最近は休日にジョギングしています。月曜日は毎週筋肉痛です。泣(まつ)



ホームページでも相談室だよりの最新号やバックナンバーをご覧ください。
井之頭病院ホームページ「各部紹介」→「相談室」→「相談室だよりの」



次号は 6/5
発行予定です♪